



飼養衛生管理基準のポイント 第 20 号

海外で使用した衣服等を 衛生管理区域に持ち込む際の措置

令和3年9月1日
～ II-17 ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。
今回は、「海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」です。

(基準本文)

17 過去2か月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。
やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。



うちでは、衛生管理区域では専用衣服・靴の交換を徹底しているから、あんまり持込みは想定できないかなあ...

そうじゃな、想定されない項目かもしれないが、一応、頭に入れておくんじゃよ。ちなみに、過去2か月、っていう期間は、インフルエンザウイルスの環境中での生存期間を考えて設定されているんじゃ。

それと、みんなへのお土産、とか言って肉製品の持込みなんかも、しないように気をつけるんじゃ。

もう1つ、このルールを飼養衛生管理マニュアルに記載するのを忘れずにな。

了解！
マニュアルにも記載してあるけど、もう一度みんなにも確認するよ。

